

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和３３年１０月町田市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第８条の８第２項中「２回まで」及び「合計」を削る。

第８条の９の次に次の１条を加える。

（妊婦通勤時間）

第８条の１０ 任命権者は、妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、当該職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、当該交通機関の混雑を避けるための休暇として妊婦通勤時間を与えることができる。

２ 妊婦通勤時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに６０分を超えない範囲内でそれぞれ３０分に１５分を単位として増減した時間の範囲内又はいずれか一方に６０分の範囲内で与える。

第９条の次に次の２条を加える。

（出産支援休暇）

第９条の２ 任命権者は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育、家事等を行うために、出産支援休暇を与えることができる。

２ 出産支援休暇は、出産の直前又は出産の日の翌日から起算して３週間の範囲内で２回まで、１日又は半日を単位として合計２日以内で与える。

（育児参加休暇）

第９条の３ 任命権者は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するために、育児参加休暇を与えることができる。

２ 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間内において与える。ただし、男性職員に当該職員又はその

配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において与える。

- 3 育児参加休暇は、1日を単位として5日以内で与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条の8第2項の規定は、この条例の施行の日以後に取得する妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に取得した妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項の規定に基づき</u>、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (妊娠症状対応休暇) 第8条の8 略 2 妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠について、1日を単位として10日以内で与える。 <u>(妊婦通勤時間)</u> 第8条の10 任命権者は、妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、<u>当該職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、当該交通機関の混雑を避けるための休暇として妊婦通勤時間を与えることができる。</u> <u>2 妊婦通勤時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに60分を超えない範囲内でそれぞれ30分に15分を単位として増減した時間の範囲内又はいずれか一方に60分の範囲内で与える。</u> <u>(出産支援休暇)</u> 第9条の2 任命権者は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、<u>子の養育、家事等を行うために、出産支援休暇を与えることができる。</u> <u>2 出産支援休暇は、出産の直前又は出産の日の翌日から起算して3週間の範囲内で2回まで、1日又は半日を単位として合計2日以内で与える。</u> <u>(育児参加休暇)</u> 第9条の3 任命権者は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、<u>育児に参加するために、育児参加休暇を与えることができる。</u> <u>2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過</u>	(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項の規定に基き</u>、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (妊娠症状対応休暇) 第8条の8 略 2 妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠について<u>2回まで</u>、1日を単位として<u>合計</u>10日以内で与える。

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>する日までの期間内において与える。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において与える。</u> <u>3 育児参加休暇は、1日を単位として5日以内で与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。</u>	